

## 日本株式議決権行使ガイドラインの改定について

当社は日本株式議決権行使ガイドラインの見直しを実施し、2021年2月26日付にて以下の通り改定を行いますので、下記の通りご連絡致します。

### 記

#### <主要な変更点>

- ① 取締役会構成における独立社外役員比率の厳格化
- ② 気候変動に関連する基準の厳格化および追加
- ③ ジェンダー・ダイバーシティに関連する基準の導入
- ④ 取締役選任議案における ROE 基準の厳格化
- ⑤ 役員報酬における業績基準の厳格化
- ⑥ 株主提案に対する当社の対応方針の明確化
- ⑦ その他

#### ①. 取締役会構成における独立社外役員比率の厳格化

コーポレート・ガバナンスコードの改定や東証市場区分再編等の可能性等を考慮し、投資先企業の取締役会の独立性に関する当社からの要請を引き上げることが妥当と判断しました。つきましては、投資先企業に対する取締役会構成に関して以下の通り厳格化致します。

##### I. 監査役設置会社：

- a. 少数株主との利益相反の懸念が大きい企業（および東証プライム上場企業）：  
独立社外取締役 1/3 を求め、不在の場合は有責性のある取締役に反対します。また全社外取締役の独立性を精査し、独立と認められない候補者に反対します。
- b. 少数株主との利益相反の懸念が大きい企業：  
独立社外取締役 2 名を求め、不在の場合は有責性のある取締役の選任に反対します。当該独立社外取締役 2 名を超える社外取締役の独立性は精査しません。

- II. 監査等委員会設置会社：独立社外取締役 1/3 以上を求め、不在の場合は有責性のある取締役の選任に反対。社外取締役の選任については、監査等委員であるかどうかにかかわらず、独立と認められない候補者の選任に反対します。

- III. 指名委員会等設置会社：独立社外取締役半数以上を求め、不在の場合は有責性のある取締役の選任に反対。社外取締役の選任については、独立と認められない候補者の選任に反対します。

監査役設置会社においては、利益相反の懸念が大きいと考えられる企業を、買収防衛策導入済もしくは導入予定の企業、または支配力を有する大株主が存在する企業と定義します。さらに東証プライム市場が創設された際には、当該市場に上場する監査役設置会社に対しても、利益相反の可能性が高い企業と同様の基準を適用する予定です。

上記のいずれの基準についても、投資先企業に対する周知徹底および企業側の対応のための準備期間を考慮し、2022年1月からの適用とする予定です。

また、形式的な議決権行使とならないように、上記基準の適用にあたっては、企業のコーポレート・ガバナンスの充実を図るための取り組み（指名委員会及びそれに準ずる委員会の状況等）についても十分に勘案し、実質的な議決権行使判断を実施します。

#### ②. 気候変動に関連する基準の強化

昨今の気候変動関連の課題に対する企業の更なる取り組みの重要性と日本企業の当該課題への取り組み状況等を考慮し、「気候変動関連の開示対応」を取締役選任議案において対応する旨の基準を明確化します。具体的には、気候変動に関連するリスクが高いと考えられる投資先企業において、情報開示の取り組みや改善姿勢が不十分と判断する場合、責任を負う取締役の再任に反対します。

さらに、当社ガイドライン別紙において気候変動を含む重要なサステナビリティ課題への弊社としての対応・期待値（TCFD・SASBに基づいた情報開示に関する企業への期待、気候変動に関連する移行リスクへの経営上の対応）をさらに明文化します。

#### ③. ジェンダー・ダイバーシティに関連する基準の導入

ダイバーシティ課題に対する企業の更なる取り組みの重要性と日本企業の固有の事情等を勘案し、さらなる女性登用を念頭に置いた「ジェンダー・ダイバーシティの推進にかかる対応」を取締役選任議案において対応する旨の基準を新たに導入致します。具体的には、一定規模を有する企業において、取締役会のジェンダー・ダイバーシティ確保の取り組みが著しく不十分な場合、すなわち女性の取締役もしくは監査役が選任されておらず、その理由に関して合理的な説明がなされない場合、取締役会構成に責任のある取締役の再任に反対することとします。

尚、当該基準はTOPIX100構成銘柄をまずは対象とします。現時点で、当該課題に係る取り組みが不十分であると考えられる投資先企業に対しては、さらなる改善を促すための対話を実施します。また、その際は、社外取締役会、監査役会に限らず、例えば執行における女性の活躍推進などの取り組み状況についても確認します。このような対話を通じて、女性の活躍推進に向けた取り組みの進捗状況を確認し、改善が見られない場合は議決権行使を通じて懸念を表明します。そして、このような当社の考え方については、別紙の「サステナビリティ課題（環境および社会問題）への対応」において、新たに記載致します。

#### ④. 取締役選任議案におけるROE基準の厳格化

昨今の企業業績動向を考慮し、投資家として投資先企業に最低限達成すべき要求水準を引き上げる必要があると判断し、以下の通り当該基準を厳格化します。具体的には、以下の既存の a)

の基準に加え、b)を新規に導入し、当該基準の導入により実質的に無効となる「既存の3期連続赤字かつ無配の場合責任のある取締役の再任に反対」という項目を置き換える形で、基準を厳格化致します。

- 改定：a) ROEが低下傾向にあり、かつ直近が3%未満の場合、またはb)ROEが過去3年間連続して3%未満の場合は取締役の再任に反対
- 廃止：当期を含む過去3期連続赤字決算かつ無配当である場合、原則として業績低迷に責任を負うと認められた取締役の再任に反対する。

#### ⑤. 役員報酬における業績基準の厳格化

役員報酬支給議案および退職慰労金支給議案に関わる業績基準について、これまでの基準である3期連続赤字・無配の場合、役員報酬支給議案に対し原則反対とする基準から、新たにROEが低位である場合に役員報酬支給に原則反対とし、当該基準を厳格化します。

#### ⑥. 株主提案に対する当社の対応方針の明確化

株主提案に対する対応方針をより明確にするために、関連する対応方針を改定します。具体的には、株主提案への議決権行使にあたっては、同提案が問題提起する課題の重要性及び緊急性、事業上および経済上の関連性、そして投資先企業が当該提案の趣旨に合致した対応を実施しているかなどの点を精査をし、株主提案の履行が長期的価値創造に寄与すると考えられるかどうか評価します。

その結果、株主提案の内容が長期的な価値創造に寄与するものであり、企業の当該問題に対する対応に改善の余地があると判断される場合は株主提案を支持します。また、取締役会が十分にまたは緊急性をもって、株主提案が指摘する重要課題に対処していないと判断される場合、取締役選任議案への反対も検討します。

#### ⑦. その他

次の項目については、より明確な記載にするため、基準に係わる文言等の加筆・修正を行います。

- 社外取締役および社外監査役の独立性に関する基準
- 剰余金処分議案に関する基準
- 剰余金配当の取締役会授権に関わる定款変更に関する基準

上記の変更に加え、ガイドラインの構成や軽微な文言の一部修正も実施しております。

ご不明点等ございましたら、以下のメールアドレスまでお問い合わせ頂けると幸いです。

<お問い合わせ先>  
インベストメント・スチュワードシップ部  
[BLKJ\\_Stewardship@blackrock.com](mailto:BLKJ_Stewardship@blackrock.com)

以上